

組織運営の方針5：政策評価の着実な実施等による効果的・効率的な組織の運営

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

(1) 行政コストの削減、効果的・効率的な組織管理

財務省としては、簡素で効率的な政府を実現するとの政府の方針の下、施策（組5-1～組5-4）の推進に努めます。

(2) 政策評価の着実な実施

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）及び財務省の「政策評価に関する基本計画」（平成17年3月策定）等に基づき、政策評価を着実に実施します。特に、「施策組5-9：（財務省予算の）政策評価と予算の連携強化」については、平成17年度に引き続き、重点的に取り組みます。

(3) 財政当局としての政策評価の活用

予算編成等の過程において、各府省の政策評価の結果を適切に活用していきます。

（注）この「1.『政策の目標』に関する基本的考え方」は、平成18年度政策評価実施計画（18年3月策定）の「基本的考え方」を要約したものです。全文は、平成18年度政策評価実施計画のP144～参照。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第165回国会 総理大臣所信表明演説

第166回国会 総理大臣施政方針演説

第166回国会 財務大臣財政演説

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（平成17年6月21日閣議決定）

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）

行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）

政策評価に関する基本方針（平成17年12月16日閣議決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

施 策 組5-9：（財務省予算の）政策評価と予算の連携強化

4. 平成18年度の事務運営の報告

(1) 行政コストの削減、効果的・効率的な組織管理

施 策 組5-1：効果的・効率的な組織・定員管理

[平成18年度実施計画]

財務省としては、これまでも、計画的な定員削減に取り組んできたところですが、「平成18年度以降の定員管理について」（平成17年10月閣議決定）において、平成18年度以降4年間に5,180人を合理化することとしており、その着実な実施を図っていくこととしています。

また、昨年12月に閣議決定された「行政改革の重要方針」に示されている、簡素で効率的な政府を実現するため、情報通信技術の活用等により事務・事業の見直しを行うこととしています。

今後とも、限られた定員をもって、効果的・効率的な組織運営を図るために、新たな行政需要の変化に対応したメリハリある定員配置の実現に取り組んでいきます。

[事務運営の報告]

平成18年度においては、平成17年10月に閣議決定された「平成18年度以降の定員管理について」における削減目標どおり、1,327人の削減を実施しました。

業績指標 組5-：財務省の定員削減状況

(単位 : 人)

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度から 4年間の 削減目標	18年度	
						目標値	実績値
削減数	731	658	658	657	5,180	1,327	1,327

(出所) 大臣官房文書課企画調整室調

なお、平成19年度の定員の在り方を検討するに当たって、税関における治安対策の強化などの真にやむを得ない事情及び緊急性が認められる重要課題に対処するための要員を措置する一方、そのために必要な要員数については、既存人員の振替、業務運営の効率化などにより大幅に圧縮し、要員配置の重点化、効率化を図りました。

これらの結果、平成18年度未定員は、増加する行政需要の中、71,344人と対前年比+45人とし、効果的・効率的な組織・定員管理を行うことができました。

参考・モニタリング指標 組5-：財務省の定員の推移

(単位 : 人)

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
定 員	71,243	71,275	71,288	71,299	71,344

(出所) 大臣官房文書課企画調整室調

施 策 組5-2：経費の効果的、効率的執行

[平成18年度実施計画]

財務省の行政需要が年々増加する中で、新規施策経費の要求に当たっては、既定経費の節減合理化による見直し等に努めるとともに、緊急度・優先度等を勘案しながら、必要な予算の確保に努めます。

予算執行に当たっても、経理担当者会議を少なくとも四半期に1回以上開催し、経費削減等に関する周知徹底等に努め、経費の効果的・効率的な執行に取り組んでいきます。

[事務運営の報告]

財務省の行政需要が年々増加する中で、新規施策経費の要求に当たっては、緊急度・優先度等を勘案しながら、必要な予算の確保を図る一方で、既定経費の節減合理化による見直し及び予算執行実績の反映等に努めました。

平成19年度当省所管の一般会計予算における行政経費の額は、前年度と比べて183億円増の9,988億円となりましたが、これは、前年度予算と比べて退職手当が39億円及び貨幣交換差減補填金（注）が165億円の増加等、特殊な要因によるものです。

（注）貨幣交換差減補填金：外貨の売却及び外貨送金取組みによって生じた差減に対する補填金

参考・モニタリング指標 組5-⑥：財務省所管の一般会計予算額の推移（行政経費分）

(単位：億円)

区分	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
行政経費	9,603	9,530	9,490	9,806	9,988

(出所)大臣官房会計課資料

(注1)行政経費とは、本省、財務局、税関及び国税庁の一般行政事務に必要な人件費及び事務費の合計である。

(注2)各年度の計数は、当初予算額（単位未満四捨五入）である。

また、執行に当たり、平成18年度については、「財務省行政効率化推進計画」に基づき、公共調達の効率化等に取り組むことで、一層の経費の削減に努めました。同時に、経理担当者会議を年6回開催することで、経費削減等に関する周知徹底等を図り、経費のより効果的・効率的な執行に努めた結果、早急に対処すべき案件に対して有効に活用することができました。

業績指標 組5-：経理担当者会議の開催状況（財務本省）

(単位：回)

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	
					目標値	実績値
開催回数	5	5	4	5	5	6

(出所)大臣官房会計課調

施 策 組5-3：行政事務・手続の簡素化・効率化等

[平成18年度実施計画]

「行政コスト削減に関する取組方針」（平成11年4月閣議決定）において、各省庁は、それぞれ所掌する業務全般を総点検し、様々な工夫を行うことにより、一定の行政サービスを提供するために必要な行政コストを削減し、行政の生産性の向上に努めることとされています。今般の厳しい財政事情等により、行政コストの削減についての一層の努力が求められているところですが、財務省においても、同閣議決定に基づき、積極的に取り組んでいます。

また、規制改革については、国の事務及び事業の効率化等にも資するものであり、平成16年度を初年度とする「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月閣議決定）に盛り込まれた施策を着実に実施していきます。

[事務運営の報告]

財務省行政効率化推進会議（平成17年5月設置）により見直された「財務省行政効率化推進計画」に基づき、所掌する業務全般を総点検し、様々な工夫を行うことにより、公用車の削減、公共事業のコスト縮減など一定の行政サービスを提供するために必要なコストを削減し、行政の効率化の向上に積極的に取り組みました。

また、規制改革については、平成16年度を初年度とした「規制改革・民間開放推進3か年計画」に盛り込まれた施策を着実に実施しました。

業績指標 組5-1：規制改革への取組状況

「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（財務省関連事項）（単位：件）

	平成16 年度～	うち 16年度	うち 17年度	うち 18年度	
				目標値	実績値
実施・検討すべき事項	34	6	8	3	3
うち実施済の事項	17	6	8	3	3

(出所) 大臣官房文書課企画調整室調

(注1) 「実施・検討すべき事項」34件については、平成16年度～18年度だけでなく平成19年度以降に実施・検討を行う事項も含まれる。

(注2) 平成18年度実施計画において、18年度までに措置予定の事項は5件としていたが、17年度に前倒して2件の措置を行ったため、18年度の措置は3件となっている。

施 策 組5-4：行政改革の推進

[平成18年度実施計画]

簡素で効率的な政府を実現し、財政の健全化を図るとともに、行政に対する信頼性の確保を図ることは、政府にとって最重要課題の一つです。

このため、政府は「行政改革大綱」（平成12年12月閣議決定）及び「今後の行政改革の方針」（平成16年12月閣議決定）等に基づき、特殊法人等改革、行政事務の電子化、規制改革、政策評価制度の導入などを進め成果を挙げてきたところですが、更に小さくて簡素で効率的な政府への道筋を確かなものとするため、平成17年12月に、行政改革重要課題について「行政改革の重要方針」を閣議決定しました。本方針で示した今後における改革の基本的事項は「行政改革推進法」としてまとめられ、平成18年通常国会に提出されました。

財務省としても、こうした政府全体の基本的な方針に沿って、関係省庁との協力を図りつつ、今後とも積極的に行政改革に取り組んでいきます。

[事務運営の報告]

平成18年6月、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革について、その基本理念を定め、政策金融改革、独立行政法人の見直し、特別会計改革、総人件費改革、政府の資産・債務改革などの各重点分野における改革の基本方針、推進方策等を定めた「行政改革推進法」が制定、施行されました。

財務省としても、「行政改革推進法」及び「行政改革の重要方針」等に沿って、平成18年度に措置すべきものについては着実に実施いたしました。

(2) 政策評価の着実な実施

施 策 組5-5：平成19年度政策評価実施計画の策定

[平成18年度実施計画]

平成18年度末までに、「政策評価に関する基本計画」に基づき「平成19年度政策評価実施計画」を策定・公表します。

[事務運営の報告]

平成19年3月30日に「平成19年度政策評価実施計画」を策定・公表しました。「平成19年度政策評価実施計画」の主な特徴や変更点は以下のとおりです。

より分かりやすい様式とするための改善として、「財務省の使命」と「政策の目標」

についての主要なポイントをまとめた説明図（ポンチ絵）の作成、従来、評価書についてのみ作成していた「要旨」を実施計画においても新たに作成、重点的に進める「政策の目標」等について「重」マークを付し分かりやすくするほか、一覧表を新たに作成するなどしました。

充実した内容とするための改善として、施政方針演説等の内閣の基本的な方針を踏まえた目標の見直し、業績指標の増設による政策効果の定量的把握の向上（業績指標は71から84へ増加、参考・モニタリング指標は361から368へ増加）、政策評価と予算との連携強化の観点からの政策目標の一部見直し、総合目標の変更に伴う政策目標の構成の整理などを行いました。

なお、財務省の政策評価に関する情報は、財務省ホームページの政策評価の欄に掲載しています。政策評価に関するホームページのアクセス件数は、以下のとおりです。

参考・モニタリング指標 組5-1：政策評価に関するホームページのアクセス件数

（単位：件）

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
アクセス件数	14,400	18,818	29,813	25,354	29,312

（出所）大臣官房文書課政策評価室調

（注）財務省ホームページの政策評価トップページ(<http://www.mof.go.jp/jouhou/hyouka/top.htm>)へのアクセス件数。

参考・モニタリング指標 組5-2：実績評価における「政策の目標」数・指標数

（単位：個）

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
「政策の目標」数	42	42	42	42	39
指標数	375	389	413	432	452
業績指標	58	60	70	71	84
参考・モニタリング指標	317	329	342	361	368

（出所）大臣官房文書課政策評価室調

（平成15年度～19年度政策評価実施計画：<http://www.mof.go.jp/jouhou/hyouka/top.htm>）

施 策 組5-6：平成18年度政策評価書の作成

[平成18年度実施計画]

「平成18年度政策評価実施計画」に従って政策評価を実施し、「平成18年度政策評価書」を平成19年6月末までに作成・公表します。

実績評価の実施

「平成18年度実績評価の実施計画」に従って、実績評価を行います。

総合評価の実施

「平成18年度総合評価の実施計画」に従って、総合評価を行います。

[事務運営の報告]

「平成18年度政策評価実施計画」に従って政策評価を実施し、平成19年6月 日に「平

成18年度政策評価書」を作成・公表しました。「平成18年度政策評価書」の主な特徴は以下のとおりです。

実績評価の実施

「平成18年度政策評価書」においては、P D C Aサイクルの充実に向け、評価結果を政策や事務運営により反映させるため、様式の見直しを行い評価内容の充実を図ったほか、「要旨」の様式の見直し、達成度文言の見直し等、更に国民に分かりやすい評価書を目指して改善を進めました。

総合評価の実施

「電子政府の実現 - 税関手続のIT化」については、平成17年度に評価に着手し、外部専門機関に調査分析等を委託するなどにより、税関手続のIT化とこれに関連した税関の施策がどのような効果をもたらしたかについて、評価を実施しました。(P 579参照)

また、「電子政府の実現 - 国税の電子申告」については、平成18年度に新たに評価に着手し、外部専門機関に調査分析等を委託するなどにより、e-Taxの利用状況やe-Taxが納税者の利便性にどのような効果をもたらしたかについて、評価を実施しました。(P 619参照)

業績指標 組5-1：総合評価の着手件数 (単位：件)

	平成17年度以前	18年度	
		目標値	実績値
総合評価の着手件数	3	1	1

(出所) 大臣官房文書課政策評価室調

(参考) 総合評価・事業評価の公表件数 (単位：件)

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
総合評価の公表件数	1	0	1	0	2
事業評価の公表件数	0	0	2	0	0

(出所) 大臣官房文書課政策評価室調

(注1)「平成19年度政策評価実施計画」において、新しく「参考・モニタリング指標」に追加した。

(注2)平成19年度の数値は、19年6月末までのもの。

施 策 組5-7：学識経験者等の知見の活用

[平成18年度実施計画]

毎年度の政策の目標 実施計画の策定及び評価書の作成等に当たっては、省内のみの議論ではなく、客觀性を確保し、評価の質を高めるため、「財務省の政策評価の在り方に関する懇談会」(事務次官主催、座長：西室泰三 東京証券取引所代表取締役会長)等の意見を取り入れることにしています。

平成12年10月以降、「財務省の政策評価の在り方に関する懇談会」をこれまでに27回開催し、委員の皆様から幅広く御意見等をいただいています。平成18年度も適時、「財務省の政策評価の在り方に関する懇談会」を開催し、メンバーの御意見等を財務省の政策評価や事務作業の改善に積極的に取り入れていきます。

[事務運営の報告]

平成18年度については、「財務省の政策評価の在り方に関する懇談会」を3回開催し、「平成17年度政策評価書」、「平成18事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画」、「平成17事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価書」、「平成19年度政策評価実施計画」、「政策評価に関する基本計画の一部改訂」、「平成19年度予算編成等における政策評価の活用状況」について、メンバーから御意見をいただき、その反映に努めました。同懇談会の議事録等については、財務省ホームページ(<http://www.mof.go.jp/singikai/hyouka/top.htm>)で公表しています。

(参考)「財務省の政策評価の在り方に関する懇談会」メンバー(敬称略:五十音順)

浅利 慶太	劇団四季代表
伊藤 元重	国立大学法人東京大学大学院経済学研究科教授
牛尾 治朗	ウシオ電機株式会社代表取締役会長
大宅 映子	評論家
北城 恒太郎	日本IBM株式会社代表取締役会長
木村 陽子	地方財政審議会委員
高木 勇三	日本公認会計士協会常務理事
田辺 国昭	国立大学法人東京大学大学院法学政治学研究科教授
中村 桂子	JT生命誌研究館館長
(座長) 西室 泰三	株式会社東京証券取引所代表取締役会長
山本 清	独立行政法人国立大学財務・経営センター研究部教授
吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授

(参考)「財務省の政策評価の在り方に関する懇談会」の開催実績 (単位:回)

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
開催回数	5	4	3	3	3

(出所)大臣官房文書課政策評価室調

(注)「平成19年度政策評価実施計画」において、新しく「参考・モニタリング指標」に追加した。

施 策 組5-8:各部局が行う評価の支援や政府全体にかかる政策評価の充実の取組への参画

[平成18年度実施計画]

各部局が行う評価の支援、助言及び指導を行うほか、評価結果等に対する国民の意見の集約、評価に関する調査などに取り組みます。

また、政府全体に係る政策評価の一層の充実に向けた議論に参画し、より良いリール作りに貢献していきます。

[事務運営の報告]

各部局が行う評価の支援については、新たに開催した「政策評価担当者会議」などを通じて、助言、指導等を行いました。また、実施計画策定や評価書作成の参考とすべく、外国財務省の政策評価に関する調査や他府省の政策評価に関する調査を行いました。

なお、政府全体の動きとしては、規制の事前評価を義務付けるための措置として、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令の一部改正(平成19年政令第157号)及び政策評

価に関する基本方針の一部変更（平成19年3月30日閣議決定）が行われました。当省もその協議に参画するとともに、「政策評価各府省担当官会議」等への出席を通じて政策評価の向上に向けた議論に参画しました。

重 施 策 組 5-9：（財務省予算の）政策評価と予算の連携強化

[平成 18 年度実施計画]

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」（平成 17 年 6 月閣議決定）においては、「政策ごとに予算と決算を結びつけ、予算と成果を評価できるよう、予算書、決算書の見直しを行う。」と掲げられています。また、「政策評価に関する基本方針の改定について」（平成 17 年 12 月閣議決定）や「政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 17 年 12 月政策評価各府省連絡会議了承）においても、政策評価と予算・決算の連携強化が盛り込まれたところです。財務省は事業官庁ではなく政策立案に重きがあり、個別の施策に直接関連した予算は極めて限定されていますが、こうした施策関連予算において政策評価と予算の連携強化に向けた取組を進めています。

[事務運営の報告]

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」においては、「政策ごとに予算と決算を結び付け、予算とその成果を評価できるようにする仕組みについて、引き続き予算書・決算書の見直しを行い、平成20年度予算を目途に実施する。」とされています。これを受け、平成18年度においては、予算書・決算書における科目と政策評価の単位を合わせる観点から、予算書・決算書の見直しを進めるとともに、「平成19年度政策評価実施計画」においては、一部の「政策の目標」の見直しを行いました。

また、平成19年度予算要求に当たっては、政策評価とりまとめ担当部局（大臣官房文書課政策評価室）及び予算とりまとめ担当部局（大臣官房会計課）が予算要求部局（各局課）から合同でヒアリングを実施するなど、政策評価結果の予算要求への反映に努めました。

（3）財政当局としての政策評価の活用

施 策 組 5-10：予算編成等の過程における各府省の政策評価の結果の適切な活用

[平成 18 年度実施計画]

予算編成

予算編成に当たっては、概算要求時に各府省から提出される「施策等の意図・目的等に関する調書」（「政策評価調書」）において、施策の必要性、効率性、有効性に加えて、成果目標とその達成手段、事後的な評価方法を具体的に示すことを求め、予算編成過程においてその適切な活用に努めてきました。政府案決定時には、政策評価の活用事例を公表しています。平成18年度予算編成に当たっては、「基本方針2005」等を踏まえ、政策評価と予算との連携強化を図る観点から、政策評価調書の作成単位を政策評価における「施策」程度の括りとし、「施策」を構成する事務事業について要求額等の記載を求める等の見直しを行ったところです。また、「政策評価に関する基本方針の改定について」（平成17年12月閣議決定）において、政策評価の質の一層の向上を推進するため、政策体系の明示や達成目標の定量化・データ等の公表等に取り組むとともに、政策評価と予算・決算との連携強化を図ることとされたところです。

今後とも、総務省とも連携しつつ、政策評価を予算編成において活用すべく更なる工夫を図るとともに、政策評価の活用状況の適時の公表を行っていきます。

税制改正

税制改正に当たっては、各府省が提出する「税制改正要望書」において、政策目的、施策の必要性、要望の措置の適正性及びこれまでの政策効果等についての記載を求めているところです。各府省からのヒアリング等においても、「要望書」において各府省から示された客観的な政策評価を踏まえ、従来以上に要望の政策目的・効果等を吟味するなど、政策評価と租税特別措置の見直し等と

の連携を強化する観点から、政策評価の活用を図っていきます。

関税改正

関税改正に当たっては、関係省庁から提出される「関税改正要望書」において、改正事項に係る政策目的、施策の必要性、改正の適正性、改正による効果等を記載することを求めていところです。ヒアリングの過程においても、これらの要望の政策目標・効果等を踏まえ、個々の措置に応じた検討を行うなど、今後とも、関税改正における政策評価の活用を図っていきます。

財政投融資編成

財政投融資については、政策目的を的確に達成するため、どの分野、どの事業を財政投融資の対象とするかについて、民業補完性や償還確実性等の観点から、引き続き見直しを行います。その際、各省庁・各機関に対しては、財投計画要求に際し、財投要求額に係る政策評価に加え、個別制度要求毎に、民業補完性、有効性、財務の健全性への影響等の観点から施策の必要性等を検討した政策評価の提出を求め、これを審査において積極的に活用するとともに、審査における政策評価の活用事例を公表します。

[事務運営の報告]

予算編成

政策目標1-1（P143）参照。

（注）「平成18年度政策評価実施計画」において、参考・モニタリング指標とした「組5-政策評価調書の提出状況」も併せて、政策目標1-1にて掲載。

税制改正

政策目標2-1（P186）参照。

関税改正

平成19年度関税改正に当たっては、前年度に引き続き、各府省庁から提出される「関税改正要望書」の活用等を通じて関税改正作業を行うこととしました。具体的には、関税改正要望書において、措置の必要性等や措置によって実現される具体的な効果についての記載を求ることにより、各府省庁の政策評価の結果の適切な活用に努めました。

財政投融資編成

平成19年度財政投融資計画編成に当たっては、各府省庁・各機関において政策評価や事業評価の結果を踏まえた要求がなされるとともに、財務省としても、政策評価の編成への一層の活用を図るべく、財投要求額に係る政策評価に加え、個別要求制度ごとの政策評価を求めたところ、要求を行ったすべての各府省庁・各機関が、相当数の要求制度について、政策評価を実施したところです。そして、政策評価等から得られる様々な情報を、資金調達における財政投融資の必要性を検証する材料や、民業補完性・償還確実性等を議論・検討する際の資料の一つとして活用しました。

【事務運営のプロセスの改善に係る取組】

政策評価の作業に際して、政策評価室から政策所管部局に対し詳細な作業依頼を行うとともに、平成18年度より「政策評価担当者会議」を開催し、各担当者に作業上の留意点等について説明を実施しました。これにより、各担当者の理解が深まるとともに政策評価室と政策

所管部局との連携が強化された結果、問い合わせの減少や双方での調整がスムーズに運ぶなど、業務の効率化に資することとなりました。

5. 平成17年度政策評価結果の組織運営への反映状況

(1) 行政コストの削減、効果的・効率的な組織管理

効果的・効率的な組織・定員管理

平成18年度においては、「平成18年度以降の定員管理について」(平成17年10月閣議決定)における削減目標どおり、1,327人の削減を実施しました。また、既存人員の振替、業務運営の効率化などを実施する一方、税関における治安対策の強化など真にやむをえない事情及び緊急性が認められる重要課題に対処するための要員を措置する等、メリハリある組織・定員管理を行うことができました。

経費の効果的、効率的執行

平成19年度予算においても、新規施策経費の要求に当たっては、既定経費の節減合理化による見直し等に努めるとともに、緊急度・優先度等を勘案しながら、必要な予算を確保しました。

執行については、経理担当者会議の開催を通じ、経費削減等に関する周知徹底等に努め、両面コピーの推奨といった経費の効果的・効率的な執行に取り組みました。

行政事務・手続の簡素化・効率化等

「財務省行政効率化推進計画」に基づき、公用車の削減、公共事業のコスト縮減など行政コスト削減に関する取組等を推進し、有効かつ適切に、行政の効率化の実現に努めました。

行政改革の推進

「行政改革推進法」及び「行政改革の重要方針」等に沿って、関係省庁との協力を図りつつ、積極的に行政改革に取り組みました。

(2) 政策評価の着実な実施

政策評価の着実な実施に向けて、引き続き「財務省の政策評価の在り方に関する懇談会」の意見等を踏まえつつ、 국민に分かりやすい実施計画の策定、評価書の作成に努めました。

(施策組5-5～5-7参照)

政策評価と予算の連携については、「平成19年度政策評価実施計画」において、一部の「政策の目標」の見直しを行いました。(施策組5-9参照)

(3) 予算編成等の過程における各府省庁の政策評価の結果の適切な活用

予算編成

政策目標1-1(P145)参照。

税制改正

政策目標2-1(P189)参照。

関税改正

平成19年度関税改正に当たっては、各府省庁から「関税改正要望書」の提出を受けてヒアリングを実施しつつ、関税率及び関税制度について見直しを行いました。「関税改正要望書」においては、措置の必要性等や措置によって実現される具体的な効果についての記載を求め、各府省庁の政策評価の結果の適切な活用に努めました。

財政投融資編成

平成19年度財政投融資計画の編成に当たっては、各府省庁・各機関に対し、民業補完性を含む様々な観点から施策の必要性等を検討した政策評価の提出を求め、これを審査において積極的に活用しました。

6. 目標を巡る現状・外部要因等の動向

(1) 行政改革に関する政府全体の主な取組

平成	
11年4月	・国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画（閣議決定）
4月	・行政コスト削減に関する取組方針（閣議決定）
12年7月	・新たな府省の編成以降の定員管理について（閣議決定）
12月	・行政改革大綱（閣議決定）
13年1月	・行政改革推進本部の設置
3月	・規制改革推進3か年計画（閣議決定）
12月	・特殊法人等整理合理化計画（閣議決定）
12月	・公務員制度改革大綱（閣議決定）
14年3月	・規制改革推進3か年計画（改定）（閣議決定）
6月	・公益法人制度の抜本的改革に向けた取組について（閣議決定）
15年3月	・規制改革推進3か年計画（再改定）（閣議決定）
6月	・公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針（閣議決定）
16年2月	・行政効率化関係省庁連絡会議の設置（関係省庁申合せ）
3月	・規制改革・民間開放推進3か年計画（閣議決定）
6月	・行政効率化推進計画（連絡会議取りまとめ）
12月	・今後の行政改革の方針（閣議決定）
17年3月	・規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）（閣議決定）
10月	・平成18年度以降の定員管理について（閣議決定）
12月	・行政改革の重要方針（閣議決定）
18年3月	・規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）（閣議決定）
6月	・国の行政機関の定員の純減について（閣議決定）
	・簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（行政改革推進法）
	・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

	<ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 ・競争の導入による公共サービスの改革に関する法律
--	--

(2) 政策評価に関する国全体の主な取組

平成 10年6月	<ul style="list-style-type: none"> ・中央省庁等改革基本法 施行（「国民的視点に立ち、かつ、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた客観的な政策評価機能を強化するとともに、評価の結果が政策に適切に反映されるようにすること」が中央省庁等改革の基本方針の一つとして位置付けられた。）
13年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・国家行政組織法改正案 施行（国の行政機関は、その政策について、自ら評価することが法律上位置付けられた。）
13年12月	<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価に関する基本方針（閣議決定）
14年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関が行う政策の評価に関する法律 施行
17年12月	<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価に関する基本方針（改定）（閣議決定）

7 . 今後の組織運営に反映すべき事項

(1) 今後の方針

組織運営の方針 5 政策評価の着実な実施等による効果的・効率的な運営

引き続き推進	見直し	廃止
--------	-----	----

施 策 組5-1 効果的・効率的な組織・定員管理

引き続き推進	見直し	廃止
--------	-----	----

施 策 組5-2 経費の効果的、効率的執行

引き続き推進	見直し	廃止
--------	-----	----

施 策 組5-3 行政事務・手続の簡素化・効率化等

引き続き推進	見直し	廃止
--------	-----	----

施 策 組5-4 行政改革の推進

引き続き推進	見直し	廃止
--------	-----	----

施 策 組5-5 平成19年度政策評価実施計画の策定

引き続き推進	見直し	廃止
--------	-----	----

施 策 組5-6 平成18年度政策評価書の作成

引き続き推進	見直し	廃止
--------	-----	----

施 策 組5-7 学識経験者等の知見の活用

引き続き推進	見直し	廃止
--------	-----	----

施 策 組5-8 各部局が行う評価の支援や政府全体にかかる政策評価の充実の取組への参画

引き続き推進	見直し	廃止
--------	-----	----

施 策 組5-9 (財務省予算の)政策評価と予算の連携強化

引き続き推進	見直し	廃止
--------	-----	----

施 策 組5-10 予算編成等の過程における各府省の政策評価の結果の適切な活用

引き続き推進**見直し****廃止**

(2) 企画立案への反映に向けた提言

政策の改善

イ 行政コストの削減、効果的・効率的な組織管理

(a) 効果的・効率的な組織・定員管理

平成19年度以降も、計画的な定員削減に取り組み、その着実な実施を図るとともに、限られた定員をもって、効果的・効率的な組織運営を図るため、新たな行政需要への対応等、不断の見直しを行い、組織の質的改善に取り組んでいきます。

(b) 経費の効果的、効率的執行

平成19年度以降も、新規施策経費の要求に当たっては、既定経費の節減合理化による見直し等に努め、緊急度・優先度等を勘案しながら、必要な予算の確保に努めます。

また、執行についても、経理担当者会議の開催を通じ、経費削減等に関する周知徹底等に努め、経費の効果的・効率的な執行に取り組んでいきます。

(c) 行政事務・手続の簡素化・効率化等

平成19年度以降も、行政コスト削減に関する取組等を推進し、有効かつ適切に、行政の効率化の実現に努めていきます。

(d) 行政改革の推進

平成19年度以降も、「行政改革推進法」及び諸般の具体的な措置方針等に沿って、関係省庁との協力を図りつつ、積極的に行政改革に取り組んでいきます。

□ 政策評価の着実な実施

政策評価の着実な実施に向けて、引き続き「財務省の政策評価の在り方に関する懇談会」の意見等を踏まえつつ、評価内容の充実や国民に分かりやすい実施計画の策定、評価書の作成等に努めます。特に、19年度においては、「政策評価に関する基本計画」の改訂を通じて、よりよい政策評価の仕組み作りを目指します。

八 予算編成等の過程における各府省庁の政策評価の結果の適切な活用

(a) 予算編成

政策目標1-1(P146) 参照。

(b) 税制改正

政策目標2-1(P202) 参照。

(c) 関税改正

関税率や関税制度の改正については、今後とも、各府省庁の政策評価の関税改正への活用を図る観点から、各府省庁から提出される「関税改正要望書」において、改正・延長措置の有用性等に係る指標等の提示を求めつつ、その積極的な活用を進め、毎年度の関税改正作業を行っていくことが必要であると考えます。

(d) 財政投融資編成

財政投融資については、政策目標を的確に達成するため、どの分野、どの事業を財政投融資の対象とするかについて、民業補完性や償還確実性等の観点から、引き続き見直しを行います。その際、各府省庁・各機関に対し、民業補完性を含む様々な観点から施策の必要性等を検討した政策評価の提出を求め、これを審査において積極的に活用します。

政策評価システムの運用の改善

政策評価システムについては、目標の達成度をできるだけ定量的に判断できるよう、新たに設定できる業績指標がないか、引き続き検討を進めていきます。